

平成 29 年 12 月 4 日

## 目的

第1条 この規約は、一般財団法人大気環境総合センター（以下、「本財団」という。）の賛助会員および会費に関する事項を定めることを目的とする。

## 賛助会員

第2条 賛助会員は、本財団定款（以下、「定款」という。）第 3 条に定める目的に賛同し、本規約第 3 条に定める入会手続きを経て、承認されたものを賛助会員とする。

2 賛助会員の種別は、次の各号に定めるものとする。

（1）個人会員 前項に定める賛助会員のうち、本規約第 4 条に定める会費を納める個人をいう。

（2）法人会員 前項に定める賛助会員のうち、本規約第 4 条に定める会費を納める法人をいう。

## 入会手続き

第3条 入会希望者は、「賛助会員申込書」に必要事項を記入し、本財団理事長に入会を申込みことができる。

## 会費

第4条 賛助会員は、次の各号に定める会費を一口以上納入するものとする。なお、法人会員は、自治体・企業・団体を対象とし、自治体については部署ごとを対象とする。

（1）個人会員 一口 12,000 円

（2）法人会員 一口 120,000 円

但し、法人会員で相互に賛助会員契約をする場合は、金額の多寡に拘らず相殺とする。

2 会費は、年会費とし、原則として当該事業年度ごとに前納一括納入とする。

3 当該事業年度途中で入会する場合には、年会費を月割し、入会の月から当該事業年度終了までの月数に応じた金額を入会時に納入するものとする。

4 会費の納入は、銀行振込（振り込み手数料会員負担）によるものとする。

## 変更の届出

第5条 賛助会員は、本財団への届出事項に変更が生じた場合には、「届出事項変更届」を本財団理事長に遅延無く提出しなければならない。

2 賛助会員が前項の「届出事項変更届」を提出しなかったことにより、不利益を被った場合には、本財団はその責任を一切負わないものとする。

## 会員特典

第6条 会員は、次の各号に定める特典を受けることができる。

(1) セミナーテキスト無料

なお、法人会員の場合はその法人の職員に限定する。

(2) 法人会員においては、当財団ホームページへのバナー広告掲載ができる。

## 退会

第7条 賛助会員は、本財団の賛助会員を退会しようとする場合には、「賛助会員退会届」に必要事項を記入し、本財団理事長に提出しなければならない。

2 会費納入期限から3ヶ月以上過ぎた場合には、退会したものとみなす。

3 納入済みの会費は、当該事業年度途中の退会であっても返還しないものとする。

4 当該事業年度途中の退会であっても会費が納入済みである場合には、当該事業年度末までは賛助会員としての権利を有するものとする。

## 賛助会員資格の喪失

第8条 賛助会員は、次の各号に定める事由に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 本財団が解散したとき

(2) 個人会員が死亡したとき

(3) 法人会員が法人格を喪失したとき

2 前項に定めた事由によって会員資格を喪失した場合には、納入済みの会費は返還しないものとする。

## 除名

第9条 本財団理事長は、賛助会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合には、当該賛助会員を除名することができる。

(1) 本財団の名誉を著しく傷つける行為または品位を損なう行為を行ったとき

(2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき

(3) 本財団定款、本規約およびその他本財団の規定に違反したとき

(4) その他、賛助会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき

2 前項の規定により賛助会員が除名となった場合には、納入済みの会費は返還しないものとする。

## 会員の資格の継続

第10条 当該事業年度の末日までに退会の届出がない場合には、翌年度も継続して会員となる意思を有するものとみなす。

## 著作権

第11条 本財団によって提供される情報の著作権は、本財団に帰属する。

- 2 本財団によって提供される情報を複製・編集・加工・発信・販売・出版など、その他いかなる方法においても著作権法に違反して使用することを禁止する。

## 免責および損害賠償

第12条 賛助会員は、本財団の活動に関連して取得した資料・情報について、自らの判断により、その利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して賛助会員または第三者が損害を被った場合であっても、本財団は一切責任を負わないものとする。賛助会員が退会・除名等により賛助会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該賛助会員に対して効力を有するものとする。

- 2 賛助会員が、本規約およびその他法令等に違反する行為によって、本財団に損害を与えた場合には、本財団は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

## 本賛助会員規約の追加・変更

第13条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、本財団の理事会の決議により定めるものとする。

- 2 本規約は、本財団の理事会の決議により、規約の全部または一部を変更することができる。
- 3 変更された本規約は、本財団の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後賛助会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

## 附則

本規約は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。

以上